

就学前の障害児通所支援の多子軽減制度について

多子軽減制度とは、市民税課税世帯のうち、第2子以降の乳幼児にかかる障害児通所支援の利用者負担額を減額する制度です。

対象となる子ども

- ① 所得割合算額が77,101円以上の世帯で、小学校就学前の障害児通所支援を利用される子どものうち、兄または姉が保育所等（※）に通う第2子以降の乳幼児

※ 保育所等：障害児通所支援、保育所、幼稚園、認定こども園、児童通所支援、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、家庭的保育事業 等

- ② 所得割合算額が77,101円未満の世帯で、保護者と生計を同一にする中で第2子以降の乳幼児

対象サービス

児童発達支援、保育所等訪問支援

※ 放課後等デイサービスは対象外となりますのでご注意ください。

軽減後の利用料

利用料とは、サービス利用に要した費用（総費用額）の10/100の額（利用者負担額）と世帯収入に応じて設定される月ごとの負担上限額（利用者負担上限月額）を比較して低い額のことです。多子軽減措置とはこのうち、利用者負担額が次のとおり軽減されることです。

多子軽減対象区分	軽減後の利用料
第2子	サービス利用に要した費用（総費用額）の5/100の額（軽減前の半額）と負担上限月額を比べて低い額
第3子以降	0円

【例：対象となる子ども① 所得割合算額が77,101円以上の世帯の場合】

	多子軽減対象区分	利用サービス	総費用額	多子軽減	利用者負担額	多子軽減後利用者負担額
長男（就学児）	対象外			-	-	
5歳	第1子	児童発達支援	10,000円	-	総費用額の10/100	1,000円→0円 ※無償化対象のため
2歳	第2子	児童発達支援	46,000円	第2子軽減対象者	総費用額の5/100	2,300円

【例：対象となる子ども② 所得割合算額が77,101円未満の世帯の場合】

	多子軽減対象区分	利用サービス	総費用額	多子軽減	利用者負担額	多子軽減後利用者負担額
長男（就学児）	第1子			-	-	
5歳	第2子	児童発達支援	10,000円	第2子軽減対象者	総費用額の5/100	500円→0円 ※無償化対象のため
2歳	第3子	児童発達支援	46,000円	第3子以降軽減対象者	0円	0円

申請手続きの流れについて

- 申請者は生活福祉課に次の書類を提出してください。

・ 障害児通所支援申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
・ 通園（通所）証明書 ※対象となる子ども② に該当する場合は提出不要です。
- 生活福祉課より受給者証が交付されます。
- 受給者証を利用事業者へ提出してください。

【問合せ先】 十和田市役所 生活福祉課 福祉係
TEL：0176-51-6718